

平成16年12月定例会会議録

1 日時

平成16年12月17日（金） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時25分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 數野 美つ子
委員長職務代理者 砂田 清子
委員 高木 恒雄
委員 村瀬 光一
教育長 石毛 成昌

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 安達 美代子
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
財務課長 近藤 恒
施設課長 木村 和弘
学務課長 小湊 裕一
指導課長 杉川 正
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
青少年課長 福地 幹夫

5 議案等

報告第8号 職員の任免について
報告第9号 県費負担教職員の任免に関する内申について
陳情第1号 死を見つめる教育への取り組みを求める陳情について

議案第43号 市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 船橋市学区審議会委員の委嘱について

報告事項 1 平成17年度職員人事異動方針について

2 学校職員の指導措置について

3 平成16年第4回船橋市議会定例会について

4 文化財活用事業について

5 平成17年度全国高等学校総合体育大会船橋市実行委員会の組織改編について

6 第26回船橋市写真展の開催について

7 ふなばし音楽フェスティバル2005について

8 第49回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会について

6 議事の内容

開 会 宣 告 午後2時

【委 員 長】

それでは、ただいまから教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

それでは、11月18日に開催いたしました教育委員会会議11月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

今回の教育委員会会議12月定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨1名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委 員 長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております、1、みだりに傍聴席を離れないこと、2、私語、談話、拍手等をしないこと、3、議事に批評を加え、または賛否を表明しないこと、4、飲食、喫煙等をしないこと、5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為はしないこ

と、6、傍聴される方はすべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第43号「市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第44号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」、報告事項(1)「平成17年度職員人事異動方針について」及び報告事項(2)「学校職員の指導措置について」は、市長に対する意見の申し出にかかわる事項及び人事に関する事項ですので、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該議案等を同会議規則第9条により報告事項(8)の後に繰り下げたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第43号、議案第44号、報告事項(1)及び報告事項(2)は非公開とし、当該議案等を報告事項(8)の後に審議いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、臨時代理の報告につきまして、報告第8号「職員の任免について」、及び報告第9号「県費負担教職員の任免に関する内申について」は関連する内容ですので、総務課、学務課続けて報告願います。

【総 務 課 長】

報告第8号についてご説明させていただきます。資料をお開き願います。

船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定による臨時代理によりまして、職員の任免について、資料記載のとおり決定をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

【委 員 長】

続いて学務課、お願いします。

【学 務 課 長】

引き続き、報告第9号につきまして報告させていただきます。

船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定によりまして、教育長の臨時代理によりまして、こういった内申について決定いたしましたので報告いたします。

現校長の休職によりまして、船橋市総合教育センター主幹熱海敏行が八栄小学校の校長

に着任いたしました。

以上でございます。

【委員 長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

八栄小学校の校長先生が休職ということですがけれども、病気でございますか。

【学務課長】

はい。

【委員】

時間がかかるということですか。

【学務課長】

はい、来年まで休職をしています。

【委員 長】

続きまして、陳情第1号「死を見つめる教育への取り組みを求める陳情について」でございますが、当該陳情につきましては、12月2日付、文書により提出があったものです。つきましては、船橋市教育委員会会議規則第30条の規定により、請願の例により処理するものとし、審議するものとしたします。

それでは初めに、この件につきまして審議参考のため指導課、説明願います。

【指導課長】

ご説明いたします。

子供たちの中で、命を大事にしない行為、善悪の判断を欠く行為や事件が起きております。命の大切さを理解せず、自分の生を肯定的に認識しないまま情報社会の流れに流され、その中で感情のおもむくままに生きている面が見られます。

児童・生徒に生命の尊さや自らのあり方、生き方などを考えさせ、学んだ道徳的価値を生きて働く心を育てていくためには、道徳の授業はもちろんのこと、教室での学習だけではなく社会体験や自然体験などの体験活動が重要であると考えております。

各学校では、かけがいのない生命を尊重する態度の育成を重大な課題ととらえ、道徳年間計画に位置づけることはもちろん、日常の指導の中でも取り組んでおります。

例えば、陳情者が言っている千葉市の交通事故遺族の方や地下鉄サリン事件の被害者家

族を招いて、死を見つめるとともに命の尊さを考えさせる道徳集会等を行っております。また、産院を訪問して妊婦の赤ちゃんの心音を聞いたり、出産した母親から話を聞いたり、また助産師を学校に招いて命の大切さを考える赤ちゃん講座等、学校ごとに創意工夫し、取り組んでおります。また、千葉県全体で毎年実施している命を大切にするキャンペーンでは、命の大切さ、そして暴力についての話し合い、ボランティア活動等の体験活動や全校集会等での講話等、さまざまな取り組みが行われております。

これまで以上に生命尊重の教育を緊急課題として認識し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚して、一体となって進めてまいります。

以上です。

【委員長】

それでは、質疑に入ります。

この件につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

ご質問がないようでしたら、各委員からご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

陳情の趣旨を何度も読ませていただきました。確かに、長崎の事件のときだったでしょうか、犯人の児童が取り調べのときに、もう1度会っておわびをしたい、と言ったということが伝えられました。今の子供たちが、パソコンのリセットボタンのようにボタンを押せば人は生き返ってくるのだ、というような意識を心の中に醸成させているのではないかと、ということで、大きな反響を呼んだのは記憶に新しいことです。今のご説明の中にも、そういう傾向が子供たちの中に、危うい感覚としてあるということはよく理解をしております。まさにそのことを危惧しての陳情であろうかと思えます。

一方で私は、人の命に関すること、命を大切に思う心、死ぬってどういうことだろうということを本当に1人の人間が理解するということは、普通のおじいちゃんがいる、おばあちゃんがいる、おばさんがいる、おおじいさんがいる、おおばあさんがいる、そういう家族といいましょうか、そういう普通の暮らしが丁寧に、ある時間その子供にもたらされて、その中で愛する人がある日いなくなるというような愛する者を失うという体験を通してしか、本当のところは悲しみなどを通してしか、命の大切さというものはしっかりしたものになっていかないのではないかというふうに思っています。けれども、確かに、今の社会の中で、家庭の姿というものはそういうものを見失っておりますし、そういう形が崩れているということも事実でありますし、人は8割以上が病院で死んで、そのまま斎場に直行してしまうというような姿も見えるこの社会の中で、では子供たちにどのようにして、この陳情の方が求めるように、死を見つめる教育に取り組んでいくのかということをお聞かせ願っています。

今、現実を振り返ってみますと、船橋市教育委員会としても国の流れの中でさまざまな試みを全校で行っておりますが、これは適切であるというふうに私は体験を通して思っているのです。ただ1つ加えてお話ししたいのは、では、家庭ではない教育の現場でどのようにしてこのことを伝えていくかというときに、教師の側というか、子供たちを導く側がこの問題についてしっかりとした哲学といいましょうか、命に対する思いというものがしっかりと構築されている、心に育てられているということが大切になってくるのではないかと思います。これは現在もちろん取り組んでいないわけではないのですが、今後に向けてさらにその点で押し進めていくことは大切なことではないかと思えます。

私の考えは、以上です。

【委員 長】

ほかの委員の方は、何かその関連でご意見がございますか。

【委員】

陳情者の陳情は本当にごもつともだと思いますけれども、結局、生があつて、死があつて、その途中もあるわけですので、国を挙げて、県を挙げて、市を挙げて、本当に道徳というか、生から死までの道徳を一生懸命取り組んでいると思います。

私はPTA連合会から教育委員にならせていただいたのですが、P連も昨年度は交通事故被害者の井上さんの講演会を開きました。各学校でも、何校かが井上さんの講演を子供たちに聞かせて感想文を書かせるというような取り組みをしております。この資料を見せていただいても、命を大切にするキャンペーンを各学校は割と積極的に取り組んでいるなどというふうに見受けられます。死を見つめるだけじゃなくて、生から死まで一貫して教育するということが非常に大切なことであつて、まず親が一生懸命やらなくてはいけない。親がやるものを各学校の先生もフォローできるような状態をつくっていかねばいけないというふうに思います。

ただ、この陳情を全部受けて教育委員会で発信すると、小学生から中学校生まで全部、死を見つめてというような教育になるような感じがしますので、各学年に応じた、子供たちに応じた生と死を見つめるような教育を我々教育委員会が学校や先生に要望してお願いすることは決してやぶさかではないと考えております。

以上です。

【委員】

陳情、まことにごもつともという感じはいたします。

私は医者という立場で、もう20年ぐらい前から、船橋の中に「生と死を考える会」という、デーケンさんとやっていた会の支部のようなものをつくっておまして、それにかかわったことがあります。そこで、死だけを見るのではなくて、生きるということの大切

さというものをそこで学んでいく。それから、生とか死を論ずるときにはどうしても宗教が関係してくる。外国では宗教があるから簡単かというと、学校の中にも溶け込むのですけれども、日本では宗教教育はできませんので、特殊の私立学校なら別ですけれども、公立では宗教の時間というのはないわけですから、それを通して生や死を教えるということは非常に困難なことが伴うだろうと思います。やはり家庭とか市民とか市、町とか、家庭をまず第1に、そして地域ということで、学校教育以外にも教育委員会の役目というのがありますので、学校教育以外のところでも委員会のサポートをして、こういう問題を市民に投げかけていくということが重要ではないかなというように思っております。あとは両委員の意見に賛成でございます。

【教 育 長】

同じような感じなのですけれども、陳情者の理由に、「子どもたちも含めて私たちは、40億年の進化の末、長くて約100年、約3万日の命を与えられている。その一回だけの人生を自分らしく生きていくこと、そして同じく限られた人生を生きぬく回りの人々への思いやりをはぐくむためには、自らの人生の有限性を早くから認識して生きていくのが、必要ではないだろうか。そのために、学校教育の中で死を見つめる体験をすることが必要ではないかと思う」ということが書かれていまして、そのとおりだと思います。

あと、今、指導課長からも、陳情者のおっしゃっている方々について、いわゆる道徳集会のようなところで取り上げているという話がありました。あるいは、命の大切さというのは道徳の授業を通して、中心にして、いろいろな学校の授業の中で実施されていますという説明があったわけですが、中学校学習指導要領の総則の2に、道徳教育に触れまして、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち」云々ということが書いてあります。ですから、そこで、命の尊さというのは当然1つの価値として大きく取り扱わなければならないというふうに規定されております。しかも、この道徳教育は、ただ単に道徳の授業だけではなくて、学校教育活動全体を通して行われなければならないということですので、先ほど指導課長の説明にあったような内容になるわけです。

私もつい最近まで学校におりましたので、割と授業を見るのが好きな方で、見ていると感動する授業とかおもしろい授業とかあるわけで、そういうときにふと足をとめて見た授業の中から、こういう陳情をいただきましたので、あのときの授業の感想文をちょっと見せてくれないかということでファクスで取り寄せました。

1つは、『中学生の新しい道』という本の中に、知っている方も多いと思うのですけれども、「私の妹」という話があるのです。いじめられて不登校になって、最後は死んでしまうわけなのです。その過程ですごくその家族が悩んだりするのですが、いじめた本人たちは、何らいじめたことすらわからない、認識しないで中学校へ行き、高校へ行き、幸せな人生を歩んでいるという中で、読んでみると非常に感動的なのです。そういう感想文なんかを

見ますと、いわゆるいじめというのは最後には人を殺してしまうのだと、非常に残虐なのだというようなとらえ方。それから、人の命というのは大切なのだというとらえ方。いろいろな感想文があるのですが、非常に感動的な道徳の授業の例を申し上げました。

それから、今度は家庭科の授業のことです。これは教育委員会ではなくて、児童育成課でやっている事業なのですが、それと学校がタイアップして、家庭科の時間に実施しているものです。次世代育成法が去年7月にできたということで、それを受けての試みなのですが、中学生と赤ちゃんの触れ合い授業というのがあります。これは助産師さんに学校へ来ていただきまして、精子と卵子が合体して妊娠して生まれるまでを事細かに助産師さんが説明するのです。精子と卵子が合体したときの個体というのは針であけただけの大きさなのです。子供たちにそれを見せて、そして育っていく過程を取り扱うのですけれども、非常に感動的な授業なのです。これはさすがに女生徒の方がすごく感動します。45億分の1という確率でこの世の中に生まれてきた不思議と、その自分をうんと大事にしなきゃいけないということの中で、最後は女性に生まれてよかったというような感想ですとか、こんなにすばらしい命を簡単に傷つけたり殺したりしてはいけないと思います、などの感想がありました。

それから、国語の授業でも扱います。これは作文なのですが、たった1文字の「命」というテーマで作文を書かせるのです。今、いろいろな事件がありますから、そういうのを取り上げて、命というものの重さを切々と訴えている作文がたくさんあるわけです。

ですから、そういうことは学校教育活動の中でいろいろと取り組まれているということです。そこで、学習指導要領に戻るのですけれども、学習指導要領は包括的なことを示して、学校の中でそれを極端にはみ出さない程度に実践していく案なのですが、いわゆる教育内容とか、その内容を含む教育課程などは、校長の権限でしっかり編成してやっていくべきものなのです。校長といえども教員の授業の内容について、よほど踏み外していない限りは教員の主体性をうんと生かして、特徴を生かして授業をしてもらって、そして効果を上げているということなのです。ですから、死というところから命を大事にするということは、1つの方法として非常に良いことですが、それを陳情として受けて採択して、教育委員会が命というものを一定方向からどんどん進めなさい、ということではなじまないと思います。陳情者も、理由の中で、「以下の提案も唯一の特効薬でないことは踏まえているが、1つの大きなきっかけとなり得ると考え提案させていただく」とおっしゃっています。ですから、陳情で採択、不採択というようなことになるとあまりなじまないけれども、ご提案というような形で、指導主事などが学校に行ったときに、こういう切り口もありますよと紹介するとか、教員の研修の1つにするとか、そういうような形で取り扱っていただければ、学校現場としては非常に有意義なことだと思います。

【委員 長】

今、各委員のお話ありがとうございましたけれども、ほかに何か質問などございますか。

【委員】

採択、不採択ということだけではなく、これを契機に、今、中学校の指導というのはいかがでしょうか。なりうまくいっているということでしたので、小学生の低学年、あるいは幼稚園生とか、そういう子どもたちのことも考えて、学校教育だけではなく全庁的に市長部局も含めて、生と死に関する問題の研究チームをつくって、船橋市独自の方策ができるかどうか、というような事業を推進していくというようなことのご提案を申し上げたいと思います。

【委員長】

ただいま委員からご提案がありましたが、何かこれについて補足、またはご意見などございますか。

【委員】

これについてかどうかはわかりませんが、結局、命の大切さについての取り組みは、多分、授業においてというよりも、日々の生活の中で教えていくということが一番重要なのかなと思います。そのために、では教育委員会は何をやればいいのかというと、もちろん保護者のそういう指導も必要だろうし、学校の先生方のポテンシャルとか気持ちを高めるようなことを、教育委員会がこれから推進していくということが大切なのかなというふうに思います。

そして、委員さんもさっきおっしゃったように、特別チームか何かつくって、そういうものを組み立ててみるのもまたいいことだろうし、常日頃から行政指導の中でそういうふうなことを発信していくということももちろん必要だろうというふうに思います。

【委員長】

ほかにご意見がなければ採決いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

なし。

【委員長】

それでは、挙手により採決いたします。

なお、挙手のない場合は不採択とみなしますので、ご了承願います。

陳情第1号「死を見つめる教育への取り組みを求める陳情について」採択することに賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

【委員 長】

挙手なしにより、陳情第1号については不採択とすることに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告(1)から(8)につきまして総務課、説明願います。

【総務課 長】

本日の報告事項でございますけれども、8項目ございます。そのうちの(1)から(5)につきましては各所管からご報告をさせていただきますが、先ほど、(1)と(2)につきましては非公開とされましたことから、(3)、(4)、(5)についてまず報告をさせていただきます。あと、(6)、(7)、(8)につきましては報告を省略させていただきます。後ほど質問等ございましたらお受けしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【委員 長】

報告の(3)「平成16年第4回船橋市議会定例会について」ご報告願います。

【管 理 部 長】

平成16年第4回定例市議会の概要についてご報告をいたします。

今議会は、平成16年12月1日から12月22日までの22日間の日程で行われております。

12月1日の初日でございますが、議案として補正予算案が2件、条例案が4件、その他の案件11件、専決処分の報告が1件で、市長から提案理由の説明がございました。

これらの中で教育委員会関係では、第5号議案「船橋市青少年センター条例の一部を改正する条例」及び第6号議案「船橋市少年自然の家条例等の一部を改正する条例」の2件があり、このことに関しましては、前回の教育委員会会議11月定例会で議案第40号及び41号として上程し審議され、異議のない旨を市長に申し入れた案件でございます。

同案件につきましては、12月7日に質疑が行われました。

質疑の概要でございますが、第5号議案では質疑がなく、第6号議案で、使用料等の無料化についての理由にある教育的配慮とは、無料化に至った社会情勢の変化はあったのか、プラネタリウム館周辺の道路整備や安全確保について、プラネタリウム館利用者の本市の実情について、プラネタリウム館及び飛ノ台史跡公園博物館の土曜日の企画、講座等の工夫について等がございました。

12月8日から土日を除きます14日までの5日間で一般質問がございました。

質疑の主なものでございますが、管理部関係では校舎の老朽化について、安全で安心な学校について——これにつきましては第2問で予算をつける側の市長に答弁が及び、財政

事情が厳しいけれども、必要な施設整備については努力してまいりたい旨答弁がございました。

そのほか、学校施設周辺の照明設備について、学校敷地内の生活道路について、学校グラウンドの防球ネット設置について、学校施設の利用について等でございます。

学校教育関係では、就学前の子供たちの育ちの場について、今の教育基本法をどう評価するか——これにつきましては教育長から、教育基本法は個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者としてなど教育の基本理念を示した法律であり、教育法規の根本を定めたものと認識しており、尊重し、遵守してまいりたい旨答弁がございました。

そのほか、船橋市の教育をどう進めていくのか。具体的にはこどもの権利条約、30人以下学級、給食の民間委託、県立高校の統廃合問題、教育の責任と教育長の教育方針について。これにつきましても教育長が登壇いたしまして、就任に際しての教育長の思いや方針を述べたところでございます。

そのほか、青少年の凶悪犯罪についてのうち対策について、教育問題について——これは具体的には家庭教育のアプローチ、学校の管理体制、小規模校の対応、研究会等の活用等でございます。

生涯学習関係では、2005千葉きらめき総体について、青少年のための施設として京成線の高架下有効活用について、青少年の凶悪犯罪についてのうち原因について、球場の確保について、芸術文化振興について——これは具体的には清川記念館、きららホール、そのほか予算の拡大等でございます。幼児教育から生涯教育までのうち親への教育について、市民にとって望ましい社会教育施設のあり方について等がございました。

また、昨日16日には文教委員会が開かれました。

案件といたしましては、さきに述べました第5号議案「船橋市青少年センター条例の一部を改正する条例」及び第6号議案「船橋市少年自然の家条例等の一部を改正する条例」のほか、陳情第56号「教育基本法改正反対等の意見書」及び請願第3号「教育予算増額に関する請願」が審議されまして、5号議案、6号議案につきましては全会一致で可決、陳情第56号及び請願第3号につきましては賛成少数で不採択となりました。

なお、この可否につきましては、最終日の22日の本会議において決定がなされます。

以上で報告を終わります。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

なければ、続きまして「文化財活用事業について」文化課、報告願います。

【文化課長】

それでは、文化財の活用事業についてご説明いたします。

この事業は、「ふなばしの教育」の推進目標4にある「生きがいを実感できる文化芸術活動を推進します」の中の施策（2）「船橋の歴史・文化の保存と活用」、③の「学校・地域との連携による文化財の活用」に基づき実施するものです。

船橋市におきましては文化財がたくさん出ておりまして、そのうち6校が遺跡の上に乗っております。小学校4校、中学校2校が遺跡の上にある学校でございます。その中で代表的な高根木戸遺跡の上にあります高郷小学校に着目しまして、まずこの資料室を拡充しようということで文化課と飛ノ台史跡公園博物館文化財部と協議いたしまして、特別に企画したものでございます。

特別展示といたしまして、今週の月曜日から金曜日、本日まで特別展示をしております。学区内に呼びかけたところ、昨日までの4日間で336名の見学者が来校しております。

この後、通常展示といたしまして、来月1月13日から3月15日までの火曜日と木曜日の2日間ですけれども、保護者の方へ遺跡ボランティアを呼びかけましたところ、協力してくださる方がいらっしゃいますので、そういう方を中心にお手伝いをしていただくことになっています。

是非ごらんになっていただきたいと思います。

以上でございます。

【委員長】

ただいまの報告に何かご意見とかご質問ございますでしょうか。

【委員】

お尋ねします。一般の方が336人来場して下さったということですね。

【文化課長】

はい、地区の方々でございます。

【委員】

とてもいい試みだと思います。生徒にとっても歴史が大変身近になると同時に、地域の方々がこれだけ来てくださるということがまたプラスアルファで意義深いと思いますけれども、この種のをまたほかの学校でもというような予定というかお考えはありますか。

【文化課長】

まずこの1校をモデル的にやってみて、よければまたほかの学校にできるだけ手を挙げていただいて、徐々に広げたいと思っております。

【委員】

歴史が身近になるということと、開かれた学校ってたくさんの方が出入りして心が開くということなのですけれども、こういうイベントがとてもいいキーワードになる可能性があると思いますので、ご苦勞でしょうけれども、お考えくださるようお願いしておきます。

【委員長】

他に、この件についてご意見ございませんか。

続きまして、「平成17年度全国高等学校総合体育大会船橋市実行委員会の組織改編について」生涯スポーツ課、ご報告願います。

【生涯スポーツ課長】

それでは、報告事項の(5)「平成17年度全国高等学校総合体育大会船橋市実行委員会組織の改編について」ご説明申し上げます。

高校総体の開催準備につきましては、生涯スポーツ課内に実行委員会事務局を設け、鋭意準備を進めているところでございます。開催を8カ月後に控えた現在、お手元の資料、「改編の理由」にありますような状況が明らかになりましたことを受け、大会運営に万全を期するため、これまで教育長を会長として教育委員会関係者を中心としたコンパクトな実行委員会としてきたものを、市長を会長として、市を挙げて準備に取り組む実行委員会の組織へと発展させるものでございます。

改編の内容は記載の3点でございます。就任しました新しい実行委員会の委員名簿を机上に配付させていただきましたので、よろしくご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

【委員長】

資料はお手元にあると思いますので、何か、ただいまのご報告にご意見、またはご質問ございますか。

なければ、次の報告事項(6)～(8)へ行きたいと思いますが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員 長】

それでは、続きまして議案第43号「市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について」審議いたしますので、傍聴人の方は退席願います。

また、教育長は自己にかかわる議案ですので、退場願います。

(傍聴人、教育長退場)

【委員 長】

それでは、議案第43号「市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について」総務課、説明願います。

議案第43号「市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、総務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第44号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」、学務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

報告事項(1)「平成17年度職員人事異動方針について」、総務課長、学務課長から説明された。

報告事項(2)「学校職員の指導措置について」、学務課長から説明された。

【委員 長】

それでは、職員及び傍聴人を入場させてください。

(傍聴人、職員入場)

【委員 長】

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委員 長】

それでは、これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 午後3時25分